

○愛知用水土地改良区地区除外等処理規程

昭和 49 年 3 月 12 日
議 決

改正 平成 10 年 3 月 25 日 議決	平成 28 年 9 月 23 日 議決
平成 22 年 3 月 18 日 議決	平成 31 年 3 月 19 日 議決
平成 25 年 3 月 15 日 議決	令和 3 年 3 月 18 日 議決

（適用）

第 1 条 この土地改良区の地区内農地の転用等に伴う地区除外および権利義務の決済等については、法令、定款および規約に別段の定めのあるもののほか、この規程の定めるところによる。

（農地転用等の通知）

第 2 条 この土地改良区の地区内の土地につき、農地法第4条第1項本文若しくは同法第5条第1項本文の規定による許可（以下「転用許可」という。）の申請又は同法第4条第1項第8号若しくは同法第5条第1項第7号の規定による届出（以下「転用届出」という。）が行われる場合には、当該土地に係る組合員（以下「転用組合員」という。）は、あらかじめ、転用組合員以外の当事者（以下「転用関係者」という。）と連署し、別記様式（第1号）により、転用許可の申請または転用届出をする旨の通知を土地改良区にしなければならない。

（措置）

第 3 条 この土地改良区は、前条の通知があったときは、すみやかに、その転用により土地改良区の事業の受ける影響を調査し、必要があると認める場合には、転用組合員または転用関係者に対し次に掲げる事項を遵守すべきことを申し入れるものとする。

- （1） 土地改良施設の利用を害さないための工事を施行すること。
- （2） 転用組合員または転用関係者の責に帰すべき土地改良施設のき損の復旧を行うこと。
- （3） 汚濁物等の水路への流入を防止すること。
- （4） その他土地改良区の事業に支障を生ずる事項について必要な措置をとること。

（意見書の交付等）

第4条 この土地改良区は、第2条の通知で転用許可に係るものがあつたときは、当該通知のあつた日から30日以内に、別記様式(第2号)により土地改良区の事業に与える影響、これに対する措置についての協議及び第6条の規定による決済に関する事項を記載した農地法施行規則第30条第6号又は第57条の4第2項第3号の農地転用等についての意見書を交付するものとする。

（地区除外の申請）

第5条 転用組合員は、第2条の通知に係る土地につき、これを転用するときは、あらかじめ、別記様式(第3号)により土地改良区に地区除外の申請をしなければならない。

（決済）

第6条 この土地改良区は、前条の規定により地区除外の申請があつたときは、除外すべき土地に係る決済金等の額を別記基準により確定し、すみやかに、その決済をするものとする。

2 前項の決済金等の徴収方法は、賦課金の徴収の例によることとし、決済金等の徴収は、原則として、意見書の交付時に行なうものとする。

（会計）

第7条 前条の決済金等は一般会計により経理するものとし、必要に応じ積立金に繰出すものとする。

（準用）

第8条 この規程は、農地法に基づく許可または届け出を要しない転用および転用以外の事由による地区除外についてもこれを準用する。ただし、理事会において必要があると認める場合には、その決定により特別の処理をすることができる。

附 則

この規程は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則(平成10年3月25日 議決)

この規程は、平成10年3月25日から施行する。

附 則(平成22年3月18日 議決)

この規程は、平成22年3月18日から施行する。（農地法改正による読替）

附 則(平成25年3月15日 議決)

この規程は、議決の日から施行する。（第4条及び第6条の変更）

附 則（平成28年9月23日議決）

この規程は、議決の日から施行する（農地法施行規則の改正）

附 則（平成31年3月19日議決）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。（基金から積立金へ呼称変更）

附 則（令和3年3月18日議決）

この規程は、議決の日から施行する。（第2条及び第4条の変更）

決済金等算定基準

1 決済金等の額

決済金等の額は、土地改良区が徴収すべき金銭の額(2の(1)列記の各負担相当額(決済年度の翌年度以降の負担予定額については、償還金および年賦支払金を除き決済時点における現価)の合計額)と土地改良区が支払うべき金銭の額との差額とする。

2 決済の範囲

(1) 土地改良区が徴収すべき金銭の額

ア 賦課金等

(ア) 未納入賦課金等

決済年度以前の年度に係る賦課金等の決済時点における未納入金額

(イ) 農地転用賦課金

農地転用による当該転用農地の負担に係る金額の増加(補助金の返還に生ずるもの)に伴う賦課金

イ 償還金および年賦支払金

土地改良区の借入金に係る償還金(利息を除く。)および土地改良区が負担する独立行政法人水資源機構事業(以下「機構」という。)(決済年度の前年度以前に完了したものに限る。)の負担金の係る年賦支払金(利息を除く。)で決済年度の翌年度以降のものにつき定款の定めるところにより算定する当該土地の負担相当額

ウ 維持管理事業以外の事業に係る事業費

決済時点において機構、県または土地改良区が行なう土地改良事業(維持管理事業を除く。)に係る事業費のうち決済年度以降において土地改良区が負担または分担すべき額につき定款の定めるところにより算定する当該土地の負担相当額(転用に伴い事業費が減額される場合にあつては、土地改良区が負担または分担すべき額のうち当該減額に対応する額を当該算定額から控除して得た額)

エ 維持管理事業に係る事業費

決済時点において機構または土地改良区が行なう土地改良事業(維持管理事業に限る。)に係る土地改良施設の耐用年数期間の維持管理費の

合計額のうち、決済年度の翌年度以降において土地改良区が負担または分担すべき額につき定款の定めるところにより算定する当該土地の負担相当額（転用に伴い事業費が減額される場合にあっては土地改良区が負担または分担すべき額のうち当該減額に対応する額を当該算定額から控除して得た額）

(2) 土地改良区が支払うべき金銭の額

過誤納賦課金その他土地改良区が当該組合員に対し支払うべきものとして定款、規約、規程または総代会の議決により定められた金銭の額のうち当該土地に係るもの

3 その他

(1) 維持管理事業に係る負担相当額は次式により算出する。

$$A = \frac{\alpha 1}{1+r} + \frac{\alpha 2}{(1+r)^2} + \dots + \frac{\alpha n}{(1+r)^n}$$

(注) A = 負担相当額現価(現価)
 $\alpha 1$ = 第1年度の負担予定額
 $\alpha 2$ = 第2年度 〃
 αn = 第n年度 〃
n = 残存耐用年数
r = 利率

- (2) 決済年度の翌年度以降の負担予定額の決済時点における現価は法定利率により算定する。
- (3) 維持管理事業に係る負担相当額は毎年度総代会に付して決定するものとする。
- (4) 愛知用水事業により造成された開こん地に係る決済金等の額については地区毎に算定するものとする。

様式第 1 号

[illegible]

1. 土地

農地転用等の通知書

照合欄	
土地原簿	

このたび下記の土地についての農地法第 条第 項第 号の規定による（許可の申請）にあたり、地区除外等規程第2条の規定に基づきあらかじめ通知します。

なお同規程第3条の申入れ事項等については別途協議し、第6条の決済金等については所定の方法によりこれを納付します。

年 月 日

所 住 員 組 合 用 轉

印 氏 名

印

転用関係者 住 所

愛知用水土地改良区理事長 殿

1. 土地 (右ページに記載する)
2. 事業計画 (転用目的、用排水計画、その他について記載する)
3. 添付書類
(イ) 登記簿謄本
(ロ) 図面 (位置図、土地図、用排水計画図)
(ハ) 承諾書
(ニ) 農地転用等同意報告書 (補助または非補助土地改良事業施行地のみ)
4. 農業委員会 (県知事) に (転用許可申請書) を提出しようとする日
年 月 日
5. 転用予定日
年 月 日

白
濟
忍
確

(注) 転用に係る土地が所有権以外の権原に基づき耕作又は養畜の業務に供されている場合には、当該土地の所有者も転用関係者として連署すること。

様式第2号

意見書

下記の土地に係る農地法第 条第 項の許可申請について農地転用に伴う処置（規程第3条）等について協議が整い本土地改良区としては支障ありません。

年 月 日

愛知用水土地改良区
理事長

記

1. 通知者

転用組合員	住 所
	氏 名
転用関係者	住 所
	氏 名

2. 土 地

市 町	大 字	字	地 番	地 目	面 積 m ²	
					台 帳	現 況
合 計						
転 用 目 的						
転 用 予 定 日		年 月 日				
備 考						

様式第3号

地区除外申請書

年 月 日通知に係る土地につき、年 月 日以降これを転用するので、土地改良区の地区から除外されたく申請します。

年 月 日

転用組合員 住 所

氏 名

印

転用関係者 住 所

氏 名

印

愛知用水土地改良区理事長 殿

（注）転用に係る土地が所有権以外の権原に基づき耕作又は養畜の業務に供されている
場合にあっては、当該土地の所有者も転用関係者として連署すること。